

基本法第13条関係（給付金の支給に係る制度の充実等）
医療費等の補償制度の創設
遠くに通院するときに、高速道路の費用が半額になるという援助を受けている人がいると聞いたが、同等のサービスを受けたい。

- 1．高速道路をはじめ、有料道路の通行料金については、障害者割引として、障害者の方が、通院、通勤、通学等の日常生活で自動車を運転して有料道路を利用する場合等に、社会経済的な自立支援のため、一定の要件を設けて料金割引を実施している。
- 2．一方、有料道路制度は、料金収入によって道路の建設等に要する費用を償う制度であり、料金の割引による減収分は他の利用者の方が負担することとなるため、割引の目的及びその対象等については、他の利用者の理解を得られるものとする必要がある。
- 3．このため、割引制度の創設については、割引適用者が外出する際の移動困難性の実態等について十分な把握が必要であるほか、同様に障害者割引を実施している他の事業者の動向も踏まえながら、割引の妥当性や適用要件等について、慎重に検討する必要があるものとする。

